

1 提案理由

文部科学省令の改正に伴い、教育職員免許状関連の証明書の名称変更を行い、併せて関係規定の整備を図るとともに、教育職員免許状の申請書類を実態に則して改正するため。

2 根拠法令

教育職員免許法

3 改正内容

- (1) 教育職員免許状申請に際して、修得単位を確認するための証明書の名称を改める。
- (2) 教育職員免許状の申請書類を、実態に適合したものに改め、一部の手続きの簡略化を図る。

概要は9頁のとおり。

4 改正案

10頁～17頁のとおり

5 施行年月日

平成24年4月1日

改正の概要

1 証明書の名称変更に伴う改正

文部科学省令の改正に伴い、教育職員免許状の授与の際に提出を求めている証明書の名称の改正を行う。

改正案

以下の各条において、「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改める。

第11条、第13条、第18条（いずれも普通免許状の授与の提出書類）

2 教育職員免許状の提出書類の改正

提出書類を実態に適合させるために改正を行う。

改正案

免許状の再交付申請（第20条）の提出書類のうち、「免許状の授与証明書」及び「再交付の理由を証明するに足る書類」を、免許状の検定の提出書類のうち、「単位修得一覧表（様式第8号）」を削除する。

外国において資格を得た者が免許状を申請する際の提出書類に、「日本の大学等の証明書」等を追加する。（第14条）

3 教育職員免許状の申請手続の簡略化について

現に臨時免許状を有する者が、他校種又は他教科の臨時免許状を新たに申請する際に、現有臨時免許状の申請時にすでに提出している各種証明書の提出を省略することで、提出書類の簡略化を図る。

改正案

「人物に関する証明書」、「学校の卒業（修了）証明書及び学業成績証明書」、「身体に関する証明書」、「外国人登録原票記載事項証明書」及び「誓約書」に代えて、現有する臨時免許状の写しの提出で足りるものとする。（第17条）

4 その他

必要な字句の改正を行う。

改正案

現行

第八條の二 略

備考 略

(一) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合は、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（□において「心理等に関する科目」という。）並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（□において「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて二単位以上。

第八條の二 略

備考 略

(一) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合は、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理 及び病理に関する科目（□において「心理等に関する科目」という。）並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（□において「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて二単位以上。

（普通免許状の授与の出願）

第十一條 略

三 略

イ・ロ 略

ハ 普通免許状の写し

ニ・ホ 略

四 学力に関する証明書

第十一條の二 略

一 教育職員免許状授与願

二 履歴書

三 合格証明書

四 外国人登録原票記載事項証明書

五 誓約書

六 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類

（普通免許状の授与の出願）

第十一條 略

三 略

イ・ロ 略

ハ 普通免許状の写し（一種免許状の授与を受けた者に限る。）

ニ・ホ 略

四 単位修得証明書

第十一條の二 略

一 教育職員免許状授与願

二 合格証明書

三 外国人登録原票記載事項証明書

四 誓約書

五 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類

改正案

(普通免許状の教育職員検定の出願)

第十三条 略

一、五 略

六 学力に関する証明書

七 外国人登録原票記載事項証明書

八 誓約書

九 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類

十 基礎免許状の写し

第十四条 略

一 前条第一項各号(第四号及び第十号を除く。)に掲げる書類(第六号に掲げる書類にあつては、国内の大学等において修得した場合に限る。)及び卒業(修了)証明書(国内の大学等において基礎資格を得た場合に限る。)

二 外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者にあつては、免許状の写し

三 外国の学校を卒業(修了)した者にあつては、卒業(修了)証明書及び学業成績証明書

(特別免許状の教育職員検定の出願)

第十六条の二 略

一、六 略

七 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類

八 推薦書(別記様式第八号の二)

九 経歴を記した書類

十 その他委員会が必要と認める書類

現行

(普通免許状の教育職員検定の出願)

第十三条 略

一、五 略

六 単位修得証明書

七 単位修得一覧表(様式第八号。以下同じ。)

八 外国人登録原票記載事項証明書

九 誓約書

十 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類

十一 基礎免許状の写し

第十四条 略

一 教育職員検定願

二 履歴書

三 人物に関する証明書

四 身体に関する証明書

五 外国人登録原票記載事項証明書

六 誓約書

七 免許状の写又は卒業(修了)証明書及び学業成績証明書

(特別免許状の教育職員検定の出願)

第十六条の二 略

一、六 略

七 推薦書(別記様式第八号の二)

八 経歴を記した書類

九 その他委員会が必要と認める書類

改正案

第十七条 略

一八 略

九 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつ

ては、そのことを証する書類

2 略

3 現職にある者が再度教育職員検定を受けようとするとき又は現に臨時免許状を有する者が当該臨時免許状の有効期間内に新たに教育職員検定を受けようとするときは、

第一項 各号に掲げる書類のうち、第三号から第七号までに掲げる書類にかえて、現に有する臨時免許状の写しを提出することができる。

(自立教科等の免許状の授与又は教育職員検定の出願)

第十八条 略

二 教育職員検定を受けようとする場合

イ 二 略

ホ 学力に関する証明書

ヘ 実務に関する証明書

ト 身体に関する証明書

チ 外国人登録原票記載事項証明書

リ 誓約書

(書換え、再交付又は授与証明書出願)

第二十条 略

二 再交付を受けようとする場合

イ 教育職員免許状再交付願

ロ 再交付出願の理由書(様式第十三号)

現行

第十七条 略

一八 略

九 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類

2 略

3 現職にある者が再度教育職員検定を受けようとするとき又は現に臨時免許状を有する者が当該臨時免許状の有効期間内に新たに教育職員検定を受けようとするときは、

第一項の各号に掲げる書類のうち、第三号から第七号までに掲げる書類にかえて、現に有する臨時免許状の写しを提出することができる。

(自立教科等の免許状の授与又は教育職員検定の出願)

第十八条 略

二 教育職員検定を受けようとする場合

イ 二 略

ホ 単位修得一覧表

ヘ 単位修得証明書

ト 実務に関する証明書

チ 身体に関する証明書

リ 外国人登録原票記載事項証明書

ヌ 誓約書

(書換え、再交付又は授与証明書出願)

第二十条 略

二 再交付を受けようとする場合

イ 教育職員免許状再交付願

ロ 免許状の授与証明書

ハ 再交付出願の理由書(様式第十三号)及びその理由を証明するに足る書類(相当官公署の証明書)

様式第8号（第16条の2関係）

推薦書

本籍地都道府県名	氏名
生年月日	年 月 日生
最終学歴	
主な職歴	
勤務予定学校名	
担当を予定する教科又は事項	
任命（雇用）を予定する期間	
教育職員に任命（雇用）しようとする理由	
推薦者の所見	

上記のとおり学校教育の効果的な実施のために特に必要があり、教育職員に任命（雇用）したいので推薦する。

年 月 日

任命権者（又は雇用しようとする者） 印

様式第8号の2（第16条の2関係）

推薦書

本籍地都道府県名	氏名
生年月日	年 月 日生
最終学歴	
主な職歴	
勤務予定学校名	
担当を予定する教科又は事項	
任命（雇用）を予定する期間	
教育職員に任命（雇用）しようとする理由	
推薦者の所見	

上記のとおり学校教育の効果的な実施のために特に必要があり、教育職員に任命（雇用）したいので推薦する。

年 月 日

任命権者（又は雇用しようとする者） 印

様式第8号（第13条関係）

単位修得一覧表

氏名	出願免許状 (教科)	()	出願免許状 取得のための 在職年数
種別	科目別	単位	修得年月日
			修得施設・機関 名
教科 に関する 科目	小計		
教職 に関する 科目	小計		
その 他の 科目	小計		
合計			

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則（案）

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表備考（一）中「及び病理」を「、生理及び病理」に改める。

第十一条第一項第三号ハ中「（一種免許状の授与を受けた者に限る。）」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 学力に関する証明書

第十一条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 履歴書

第十三条第一項第六号を次のように改める。

六 学力に関する証明書

第十三条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。
第十四条各号を次のように改める。

一 前条第一項各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる書類（第六号に掲げる書類にあつては、国内の大学等において修得した場合に限る。）及び卒業（修了）証明書（国内の大学等において基礎資格を得た場合に限る。）

二 外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者にあつては、免許状の写し
三 外国の学校を卒業（修了）した者にあつては、卒業（修了）証明書及び学業成績証明書

第十六条の二中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類
第十七条第一項に次の一号を加える。

九 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類
第十七条第三項中「受けようとするとき」の下に「又は現に臨時免許状を有する者が当該臨時免許状の有効期間内に新たに教育職員検定を受けようとするとき」を加え、「第一項の各号」を「第一項各号」に改める。

第十八条第二号ホを削り、同号へ中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同号中へホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとする。

第二十条第一項第二号ロを削り、同号ハ中「及びその理由を証明するに足る書類（相当官公署の証明書）」を削り、同号ハを同号ロとする。

様式第八号を削り、様式第八号の二を様式第八号とする。

附 則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の石川県教育職員免許法令施行細則の規定に基づき調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号